

2026年6月～7月 レバノン経済動向

在レバノン日本大使館

レバノン経済は、イスラエルとヒズボラーの武力衝突の影響により成長見通しが大幅に悪化する一方、金融・電力・公共インフラ分野では改革と制度整備が進展。金融部門では、銀行再編法及びファイナンス・ギャップ法を巡る政府・中央銀行・IMF 間の調整が継続し、預金返済の枠組みはなお未確定。 対外経済関係では、サウジアラビアによるレバノン産品の輸入再開、シリアとの経済関係正常化、イラク・トルコ等との交通・エネルギー協力が進んだ。 公共投資では、ベイルート空港及びクラヤット（ルネ・ムアッワド）空港の整備、鉄道・港湾・電力連系等、地域接続を意識したインフラ計画が具体化。他方、戦争による生産・雇用・農業・観光への損失は深刻で、復旧・復興資金の確保と IMF 改革の履行が今後の経済回復を左右する状況にある。

1 金融・銀行部門

（１）金融危機処理を巡っては、銀行再編法及びファイナンス・ギャップ法を中心に、政府・中央銀行・議会と IMF との調整が継続。６月には IMF が銀行再編法第３条及び第１３条の修正案を受け入れず、７月に再調整を実施。議会財政予算委員会は１５日、政府、中央銀行及び IMF 間で調整された两条項を承認し、その後、追加第１１条項を承認した。他方、ファイナンス・ギャップ法の審議は引き続き遅延している。

（２）預金返済を巡っては、当初想定された預金者一人当たり最大１０万ドルの返済案の実現可能性が焦点となり、金準備の一部活用も議論された。７月には中央銀行が初期保証額を６万ドルに引き下げ、返済期間を２０～３０年に延長する案等を提示したと報じられた。

（３）レバノン中央銀行は、ファイナンス・ギャップ法成立の遅れを受け、預金引出しを認める通達１５８号及び１６６号を２０２７年７月まで延長。また、為替安定のためレバノン・ポンドの市中供給量を抑制した。６月末時点の外貨準備資産は約１１５．５億ドル。

（４）７月、財務省は、２０２１～２３年に Sayrafa プラットフォーム（当館注：当時の公式為替レートとは別に、中央銀行が外貨取引のために運営していた仕組み）を通じて累計１０万ドル超を購入した個人・法人について、市場実勢とのレート差等により得た純利益に対し、事後的に１７％の特別税を課す実施要領を決定した。

2 エネルギー部門

（１）電力部門改革が具体化。６月、世銀がレバノン電力公社(EDL)及び電力規制庁(ERA)と共同で、配電部門への民間参入等を検討する改革調査を提示。７月には政府が EDL の株式会社化、発電・送電・配電等の段階的分離、PPP による民間参入等を柱とする市場自由化方針を打ち出した。

（２）周辺国とのエネルギー連結が進展。シリア及びヨルダンとのアラブ・ガス・パイプラ

イン再稼働、シリアからの電力輸入を協議するとともに、世銀支援の下、キプロス・レバノン電力連系事業の調査を開始した。

3 貿易・産業

(1) 6月、サウジアラビアは、2021年以来停止していたレバノン産品の輸入禁止を解除。これを受け、航空貨物輸送も再開され、7月には農産品を中心に輸出拡大に向けた手続、物流、検査体制等の調整が進展。

(2) ミドル・イースト航空 (MEA) に認められていた国内航空会社としての事実上の独占権が終了。クラヤット空港を拠点とする新規航空会社参入の動きも見られ、航空市場の競争促進に向けた環境が整いつつある。

(3) 7月、議会は2025年法を改正する新消費者保護法を可決。違反への罰金強化、各県への紛争処理委員会設置、重大な欠陥商品の回収・交換義務等を導入した。

4 民間部門・投資

(1) 6月はイスラエルとヒズボラーの武力衝突の影響により観光・外食産業等が低迷したが、停戦及び地域情勢の改善を受け、6月のPMIは50.3と5月の49.7から改善し、景況判断の節目となる50を上回った。

(2) 7月には夏季観光の予約が回復し、ベイルート空港の1日当たり到着者数は1.2万～1.5万人に増加。他方、治安情勢への懸念は引き続き観光回復の制約となった。

(3) 仏海運大手 CMA CGM (Compagnie Maritime d' Affretement - Compagnie Generale Maritime) はレバノンでの投資拡大意向を表明するなど、物流・運輸部門を中心に民間投資再開の動きも見られた。

5 公共投資・開発事業

(1) 政府はIFC(国際金融公社)との間で、ベイルート国際空港及びクラヤット空港の官民連携による運営・開発に向けた協力を開始。クラヤット空港では6月に改修工事を開始し、10月に初便の就航を目指し準備・採用を進めている。

(2) ベイルート国際空港については、政府が運営等を担う株式会社の設立を承認。将来的な民間資本導入を可能とする枠組みを整備した。

(3) トリポリ港からシリア国境までの鉄道再開、ヒジャーズ鉄道との接続、ベイルート港・ベカー間の物流改善等、レバノンを周辺国の交通網に再接続する構想について検討が進展。

(4) 南部の復旧について、政府は住宅の応急修復、家賃支援、仮設住宅等を含む約10億ドル規模の第一段階の帰還・復旧計画を検討。中国による地方自治体向け機材供与5,000万ドルも承認された。

6 近隣国及び湾岸諸国との経済関係

(1) 対サウジアラビア関係が改善し、6月のレバノン産品輸入禁止解除後、農産品等の輸出再開・拡大に向けた協議が進展。また、ア首連が自国民の対レバノン渡航禁止を解除。湾岸諸国からの観光客回復への期待が高まっている。

(2) 対シリア経済関係が急速に再活性化。レバノン・シリア・ビジネス評議会の発足に続き、7月には両国が高等合同委員会の設置で合意。国境通過、貿易、電力、運輸、農業等を協議し、既存42協定の見直しにも着手した（往電834号）。

(3) イラクとは燃料供給協定の更新、石油パイプライン及び農業協力等を協議。トルコとはヒジャーズ鉄道、インフラ投資及びFTA再活性化等を協議するなど、周辺国との経済・交通連結強化の動きが進展。

(4) 日本との関係では、産業、公共事業・運輸分野で閣僚と横田大使との協議が行われたほか、レバノン政府代表団が国際園芸博国際参加者会合に参加した。

7 開発資金・融資・社会保護

(1) アラブ経済社会開発基金による住宅銀行向け1.65億ドル融資の第5回分2,430万ドルが拠出され、6月時点で約1,100世帯に7,200万ドルの住宅融資を実施。

(2) EU及び独による1,950万ユーロの水資源管理事業(WAMA+)、伊による紛争被災農家支援500万ユーロ等、インフラ・農業・社会支援への国際資金が供与された。

(3) 世銀とは既存融資の再配分、中小企業(SME)支援、税関近代化、エネルギー改革等を協議するとともに、新たな国別パートナーシップ枠組み(CPF)の策定を協議中。

(4) 社会保護分野では、政府が「Aman 2, 0」への移行計画を発表するとともに、EU及びILOの支援を受け「経済包摂戦略(Economic Inclusion Strategy)」を開始。現金給付を中心とする支援から、貧困・脆弱層への職業訓練、雇用及び生計支援といった、より良い経済機会を手に入れるための社会支援への移行を進めている。

8 紛争関連の経済動向

(1) 3月以降の戦争により経済への打撃が拡大。6月時点で財務相は2024年以降の累積損失を200～250億ドル規模と推計。7月には政府が3月以降の武力衝突による直接被害を30～40億ドルと暫定推計した。

(2) 経済相によれば、3月以降だけでGDPの約7%、約20億ドル相当の生産が失われ、物価は年初比約0%上昇、消費は20～25%減少。

(3) 雇用への影響も深刻で、ILO調査では紛争前に就業していた民間部門労働者の33%が5月時点で就業しておらず、ナバティーエ県では76.5%、南部県では43.2%に達した。

(4) 農業被害は7月時点で10億ドル超、農地の22.5%以上が被害を受けたと推計。他方、温室1,500棟及び農業用井戸50か所の復旧等、生産再開に向けた事業も開始された。

(5) 航空・観光は5～6月に持ち直したものの、2026年上半期の空港利用者は前年同期比約3分の1減の202万人にとどまり、回復は依然として治安情勢に左右される状況。

9 マクロ経済・国際基準対応

(1) イスラエルとヒズボラーの武力衝突再開により2026年の成長見通しは大幅に下方修正。世銀関係者は約7%のマイナス成長、国際金融協会 (IIF : Institute of International Finance) は約13%のマイナス成長を予測し、IMF も GDP 縮小を見込むとした。

(2) インフレ率は高水準ながら鈍化傾向。6月 CPI は前月比0.75%低下、前年同月比17.25%上昇となり、4月20.0%、5月19.04%から伸び率が低下した。

(3) IMF は6月、レバノンのガバナンス・汚職診断報告書を公表し、財政運営、中央銀行のガバナンス、マネーロンダリング対策、法の支配等の改善を要求。レバノン政府は IMF 支援プログラム実現に向けた改革継続の方針を表明した。

(4) 金融活動作業部会 (FATF) は6月の総会でもレバノンを「グレーリスト (強化モニタリング対象国)」に据え置き。マネーロンダリング・テロ資金供与対策について引き続き制度改善が求められている。